

広島県告示第二百十二号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表保健環境センターの項中

「十	薄層クロマトグラフ装置	〃	一、四〇〇円	を
「十	薄層クロマトグラフ装置	〃	一、五〇〇円	に、
「十二	pHメーター	〃	一、〇〇〇円	を
「十三	分光光度計	〃	一、五〇〇円	を
「十二	pHメーター	〃	一、一〇〇円	に、
「十三	分光光度計	〃	一、四〇〇円	に、
「十八	走査型電子顕微鏡	〃	一、四〇〇円	を、
「十九	原子吸光光度計	〃	一、二〇〇円	を、
「十八	走査型電子顕微鏡	〃	四、五〇〇円	に、
「十九	原子吸光光度計	〃	一、四〇〇円	に、
「二十一	ガスクロマトグラフ	〃	一、〇〇〇円	を
「二十一	ガスクロマトグラフ	〃	九〇〇円	に改め、同表食品工業技

術センターの項、西部工業技術センターの項及び東部工業技術センターの項を次のように改める。

食品	一 測定機器、試験機器及			
工業	び分析機器			
技術	1 ケーキミキサー	一時間	五〇〇円	
セン	2 オーブン	〃	五〇〇円	
ター	3 ボイラー（大型）	〃	二、一〇〇円	
	4 加圧殺菌機	〃	四〇〇円	
	5 蒸気殺菌機	〃	一、二〇〇円	
	6 乾燥殺菌機	〃	四〇〇円	

7	噴霧乾燥機(アトマイザ―)	一回(四時間以内)	一、六〇〇円
8	真空凍結乾燥機(大型)	一回(一二時間以内)	四、〇〇〇円
9	小型ボイラー	一時間	一、一〇〇円
10	糖化装置	"	四〇〇円
11	エネルギー分散型X線装置	"	一、一〇〇円
12	水分活性測定器	"	三〇〇円
13	酸素濃度計	"	五〇〇円
14	恒温器(保存試験)	一回(一週間以内)	九〇〇円
15	高速液体クロマトグラフ(食品成分分析)	一回(三時間以内)	一、六〇〇円
16	ガスクロマトグラフ(食品成分分析)	一回(七時間以内)	二、三〇〇円
17	実体顕微鏡(写真代込み)	一時間	七〇〇円
18	光学顕微鏡(写真代込み)	"	六〇〇円
19	ガス組成分析装置	一回(二時間以内)	一、一〇〇円
20	B型粘度計	一時間	四〇〇円
21	低温振とう培養装置	一回(八時間以内)	一、〇〇〇円
22	小型ろ過器	一回(四時間以内)	一、二〇〇円
23	シーマー	"	四〇〇円
24	過熱水蒸気装置	"	三、四〇〇円
25	コードレス温度計	"	八〇〇円
26	原子吸光分光光度計	一時間	九〇〇円
27	電気マツフル炉	一回(一二時間以内)	一、五〇〇円
28	紫外可視分光光度計	一時間	四〇〇円
29	密度比重自動分析装置	"	五〇〇円

30	蒸留装置(ガス式)	〃	〃	四〇〇円	
31	真空凍結乾燥機(小型)	一回(一二時間以内)	〃	一、六〇〇円	
32	レトルト装置	一時間	〃	五〇〇円	
33	粘弾性試験装置(テンシプレッサー)	〃	〃	五〇〇円	
34	真空包装機	〃	〃	四〇〇円	
35	pHメーター	〃	〃	五〇〇円	
36	卓上培養装置	一回(二日以内)	〃	二、七〇〇円	
37	炎光度計	一時間	〃	三〇〇円	
38	動物細胞培養装置	一回(七時間以内)	〃	一、〇〇〇円	
39	色彩色差計	一時間	〃	四〇〇円	
40	分取液体クロマトグラフ	一回(三時間以内)	〃	九〇〇円	
41	電気泳動装置	〃	〃	一、七〇〇円	
42	精米機	一回(四時間以内)	〃	五〇〇円	
43	ATP測定器	一時間	〃	三〇〇円	
44	ホモジナイザー	〃	〃	三〇〇円	
45	TOC計	一回(四時間以内)	〃	七〇〇円	
46	遠心分離機	一時間	〃	四〇〇円	
47	蒸気二重釜	〃	〃	一、〇〇〇円	
48	パルパーフィニッシャー	〃	〃	四〇〇円	
49	熱風乾燥機	一回(七時間以内)	〃	九〇〇円	
50	エバポレーター	一時間	〃	五〇〇円	
51	オイルバス	〃	〃	三〇〇円	
52	クリーンベンチ	一回(四時間以内)	〃	五〇〇円	
53	クールユニット	〃	〃	六〇〇円	
54	超低温フリーザー (容量一八〇リットル)	一試料につき 一回(一月以	〃	一、七〇〇円	一試料の容量は一 リットル以内

55	フォトダイオードア レイ検出器付液体クロ マトグラフ	一時間	七〇〇円
56	マイクロトーム	〃	五〇〇円
57	ビスコグラフ	〃	五〇〇円
58	薫煙装置	一回（七時間 以内）	一、 二〇〇円
59	ソックスレー抽出器	一時間	三〇〇円
60	キャピラリー電気泳 動装置	一回（三時間 以内）	二、 二〇〇円
61	蒸し器	一時間	四〇〇円
62	冷却冷凍加工機（ブ ラストチラー／シヨツ クフリーザー）	一回（四時間 以内）	七〇〇円
63	低温フリーザー	〃	四〇〇円
64	電子上皿天びん	一回（八時間 以内）	三〇〇円
65	デジタル台秤	〃	三〇〇円
66	多点温度測定装置（ データロガー）	〃	三〇〇円
67	高速液体クロマトグ ラフ質量分析装置	一時間	一、 三〇〇円
68	フーリエ変換赤外分 光光度計（イメージン グ機能不使用）	〃	四〇〇円
69	フーリエ変換赤外分 光光度計（イメージン グ機能使用）	〃	一、 二〇〇円
70	超音波顕微鏡	〃	六〇〇円
71	マイクロプレートリ ーダー	〃	六〇〇円
(一)	吸光度の測定	一回（二時間 以内）	四〇〇円
(二)	蛍光度の測定	一回（二時間 以内）	六〇〇円

(三) 抗原抗体反応の測定	一回(八時間以内)	一、九〇〇円
72 小型膜ろ過装置	一時間	三〇〇円
73 圧力調整式嫌気培養装置	一回(八時間以内)	五〇〇円
74 塗料塗布試験装置	一時間	三〇〇円
75 ビーズ式細胞破碎装置	〃	三〇〇円
76 高速振動粉碎機	〃	三〇〇円
77 高速カッターミキサ	〃	四〇〇円
78 ミートテンダライザ	〃	三〇〇円
79 真空低温乾燥機	一回(五時間以内)	八〇〇円
80 冷風乾燥機	一回(七時間以内)	一、五〇〇円
81 条件設定機能付き真空包装機	一時間	六〇〇円
82 小型コンベア式過熱水蒸気装置	〃	七〇〇円
83 飽和蒸気調理機	一回(二時間以内)	一、二〇〇円
84 スチームコンベクションオーブン	〃	五〇〇円
85 超音波診断装置	一時間	四〇〇円
86 E型粘度計	〃	三〇〇円
87 粒度分布測定装置	〃	六〇〇円
二 実費を基準として知事が定めるもの		
1 清酒酵母製造設備(培養)	一回(二週間以内)	五、五〇〇円
2 みそ又はしょう油酵母製造		
(一) 種培養	一回(三日以内)	四、五〇〇円

	西部 工業 技術 セン ター			
	一 測定機器、試験機器及 び分析機器	(二) 本培養		一六、一〇〇円
	1 万能試験機	一時間	一、〇〇〇円	
	(一) 一〇トン	〃	一、五〇〇円	
	(二) 二五トン	〃	一、〇〇〇円	
	(三) 五〇トン	〃	一、二〇〇円	
	(四) 一〇〇トン	〃	四〇〇円	
	2 流れ試験機	〃	一、一〇〇円	
	3 サーパーバルサー	〃	二、二〇〇円	
	4 ICP発光分析装置	〃	一四、五〇〇円	
	5 環境試験装置	一日	四〇〇円	
	6 実体顕微鏡	一時間	五〇〇円	
	7 透過型微分干渉顕微鏡	〃	六〇〇円	
	8 ひずみ計	〃	三〇〇円	
	9 塩分濃度計	〃	一、四〇〇円	
	10 走査型電子顕微鏡 (日本電子JSM-16 五一〇)	一回(二時間 以内)	一、六〇〇円	
	11 蒸着装置	一日	二、〇〇〇円	
	12 恒温恒湿器	一回(四時間 以内)	四〇〇円	
	13 振動試験機	〃	六〇〇円	
	14 防振台	〃	七〇〇円	
	15 自動ヒートディスト ーションテスタ	〃	九〇〇円	
	16 複合材料カッティン グマシン	〃	六〇〇円	
	17 粒度分布測定装置	〃	七〇〇円	
	18 硬さ計	〃	四、二〇〇円	
	19 粉碎機	〃	一、四〇〇円	
	20 回流水槽	〃	四、五〇〇円	
	21 二軸押出成形機	〃		
	22 射出成形機	〃		
				職員による操作必

23	熱伝導率計	〃	〃	四〇〇円	職員による操作必須
24	示差熱分析装置	〃	〃	九〇〇円	
25	熱膨張測定装置	〃	〃	一、〇〇〇円	
26	レーザーラマン分光光度計	一回（四時間以内）	〃	四、五〇〇円	
27	AE付密着性試験機	一時間	〃	一、一〇〇円	
28	イオンクロマトグラフ分析装置	〃	〃	一、一〇〇円	
29	ICP質量分析装置	〃	〃	三、二〇〇円	
30	光学顕微鏡	〃	〃	七〇〇円	
31	試料切断機	〃	〃	七〇〇円	
32	試料研磨機	〃	〃	八〇〇円	
33	非接触三次元測定装置	〃	〃	一、六〇〇円	
34	点群データ処理ソフト	〃	〃	六〇〇円	
35	汎用シミュレーション装置	〃	〃	一、九〇〇円	
36	三次元ソリッドモデル（ハイエンド）	〃	〃	一、三〇〇円	
37	プレスシミュレーション装置	〃	〃	一、六〇〇円	
38	ラピッドプロトタイプング装置（熱溶解積層）	〃	〃	三、〇〇〇円	
39	動作解析装置	〃	〃	六〇〇円	
40	プラズマエッチング装置	〃	〃	一、二〇〇円	
41	マスクアライメントシステム	〃	〃	一、〇〇〇円	
42	エリプソメータ	〃	〃	六〇〇円	
43	音響計測装置	一回（四時間以内）	〃	一、五〇〇円	
44	X線分析顕微鏡	一時間	〃	一、七〇〇円	
45	万能塑性加工機	〃	〃	一、七〇〇円	

46	X線CT検査装置	〃	五、〇〇〇円	〃	須
47	赤外線熱画像処理装置	〃	一、四〇〇円		
48	X線応力測定装置	〃	一、六〇〇円		職員による操作必須
49	計測データ記録装置	〃	八〇〇円		
50	三次元測定機	〃	五、七〇〇円		
51	自動万能薄板試験機	〃	二、一〇〇円		
52	高周波加熱装置	〃	九〇〇円		
53	デジタルマイクロコープ	〃	八〇〇円		
54	表面粗さ測定機	〃	一、一〇〇円		
55	走査型電子顕微鏡 (平成一三年製)	〃	一、八〇〇円		
56	引張試験機	〃	一、五〇〇円		職員による操作必須
57	超微粒子製膜装置	一回(四時間以内)	一七、一〇〇円		
58	やすり切削性能試験機	〃	六〇〇円		
59	摩擦磨耗試験機	一時間	八〇〇円		
60	床衝撃音レベル測定装置	〃	四〇〇円		
61	高速液体クロマトグラフ質量分析装置	〃	一、三〇〇円		
62	表面抵抗計	〃	四〇〇円		
63	放電焼結装置	一回(四時間以内)	四、七〇〇円		
64	NCデータ最適化システム	一時間	三〇〇円		
65	非接触振動計(レーザドップラ振動計)	〃	四〇〇円		
66	顕微赤外分析装置	〃	一、七〇〇円		
67	アイソッド衝撃試験装置	〃	四〇〇円		



68	蛍光X線装置	〃	一、一〇〇円
69	カッティングプロッタ	〃	七〇〇円
70	ネットワーク／インピーダンスアナライザ	〃	六〇〇円
71	耐圧試験機	〃	四〇〇円
72	絶縁抵抗計	〃	四〇〇円
73	測圧機	〃	六〇〇円
74	真円度測定機	〃	八〇〇円
75	投影機	〃	四〇〇円
76	プロトコルアナライザ	〃	三〇〇円
77	デジタルオシロ	〃	四〇〇円
78	筋電計	一回（二時間以内）	八〇〇円
79	ミドルレンジCAD	一時間	四〇〇円
80	ガスクロマトグラフ質量分析装置	〃	一、四〇〇円
81	電気炉	一回（四時間以内）	三、一〇〇円
82	高周波溶解炉	〃	五、七〇〇円
83	ホットプレス	一時間	一、八〇〇円
84	シャルピー式衝撃試験装置	〃	一、〇〇〇円
85	キヤス試験機	一回（二四時間以内）	二、三〇〇円
86	めっき膜厚計（電磁式）	一時間	三〇〇円
87	めっき膜厚計（電解式）	〃	八〇〇円
88	イメージ分光システム	〃	六〇〇円
89	高速高精細カメラシステム	〃	四〇〇円
90	サーベイメータ	〃	九〇〇円

91	切削FEMシミュレーション装置	〃	一、二〇〇円	
92	複合サイクル試験機	一回(二四時間以内)	九、三〇〇円	
93	小型射出成形機	一時間	六〇〇円	
94	小型押出機	〃	五〇〇円	
95	落錐衝撃試験機	〃	六〇〇円	
二 加工機器				
1	普通旋盤	一時間	七〇〇円	
2	フライス盤	〃	九〇〇円	
3	ボール盤	〃	五〇〇円	
4	高速帯のこ盤	〃	一、七〇〇円	
5	工具研削盤	〃	四〇〇円	
6	折曲機	〃	四〇〇円	
7	交流アーク溶接機	〃	五〇〇円	
8	マシンングセンター	〃	二、三〇〇円	
9	スクイズキャストマシン	〃	二、〇〇〇円	職員による操作必須
10	高速フレーム溶射装置	〃	一六、七〇〇円	
11	スパッタリング装置	〃	一、五〇〇円	
12	多重磁極マグネトロンスパッタ装置	〃	二、六〇〇円	
13	CVD装置	〃	四〇〇円	
14	微細放電加工機	〃	二、〇〇〇円	
15	プレス(加熱型)	〃	六〇〇円	
16	高速マシンングセンター	〃	六、五〇〇円	
17	複合NC旋盤	〃	二、二〇〇円	
18	NCフライス盤	〃	九〇〇円	
19	大出力YAGレーザー加工機	〃	九、八〇〇円	職員による操作必須
20	溶接ロボット	〃	一、五〇〇円	
21	プリント基板試作システム	〃	一、二〇〇円	
22	卓上加工機	〃	七〇〇円	



	(三) ビッカース硬さ	〃	六〇〇円
	(四) 鉛筆法	一回(八時間以内)	三〇〇円
15	粘弾性試験機	一時間	一、八〇〇円
16	熱分析装置	〃	五〇〇円
17	キュラストメータ	〃	九〇〇円
18	画像測定機	〃	七〇〇円
19	投影機	〃	五〇〇円
20	マルチインデクサー	〃	七〇〇円
21	電源シミュレーター	〃	四〇〇円
22	自記分光光度計	〃	七〇〇円
23	三次元測定器	〃	三、六〇〇円
24	グラフト重合装置	〃	八〇〇円
25	表面粗さ測定機	〃	四〇〇円
26	炭素硫黄分析装置	〃	二、一〇〇円
27	蛍光X線分析装置	〃	一、八〇〇円
28	X線回析装置	〃	九〇〇円
29	ヘンセルミキサ―	〃	六〇〇円
30	表面積測定装置	〃	一、二〇〇円
31	非接触三次元デシタ イザ	〃	五〇〇円
32	二酸化炭素分析計	〃	五〇〇円
33	接触角計	〃	五〇〇円
34	振動計	一回(二時間以内)	四〇〇円
35	FFTAナライザ	〃	四〇〇円
36	非接触形状測定シス テム	一時間	八〇〇円
37	レーザードップラー 振動計	〃	四〇〇円
38	高周波グロー放電発 光分光分析装置	〃	一、五〇〇円
39	フェードメータ―	一回(二四時間 間以内)	八、 八〇〇円
40	恒温乾燥機	一回(八時間 以内)	六〇〇円

41	アイゾット衝撃試験機	〃	四〇〇円
42	デュポン衝撃試験機	〃	四〇〇円
43	床材滑り試験機	〃	四〇〇円
44	高温恒温水槽	一時間	四〇〇円
45	恒温恒湿器	〃	九〇〇円
46	万能引張圧縮試験機	〃	一、四〇〇円
	(一) 二〇〇〇キロニュートン	〃	九〇〇円
	(二) 五〇〇キロニュートン	〃	九〇〇円
	(三) 一〇〇〇キロニュートン (木材万能試験機)	〃	一、二〇〇円
	(四) 一〇キロニュートン (糸布万能試験機)	〃	九〇〇円
	(五) 五キロニュートン	〃	六〇〇円
47	塩乾湿複合サイクル試験機	一回 (二四時間以内)	六、〇〇〇円
48	高分子複合化試験機	一時間	一、三〇〇円
49	振動試験機	〃	七〇〇円
50	KES圧縮試験機	〃	七〇〇円
51	KES純曲げ試験機	〃	七〇〇円
52	KES引張せん断測定装置	〃	八〇〇円
53	KES表面試験機	〃	九〇〇円
54	KES精密迅速熱物性測定装置	〃	四〇〇円
55	自動系張力試験機	〃	五〇〇円
56	耐水度試験装置	一回 (二時間以内)	四〇〇円
57	洗濯試験機	一時間	四〇〇円
58	プレス	〃	五〇〇円
59	低温プラズマ装置	〃	一、五〇〇円
60	二軸混練装置試験機	〃	二、一〇〇円

82	倒立型金属顕微鏡	一時間	四〇〇円
81	分光器	一回(二時間以内)	四〇〇円
80	光学顕微鏡	一時間	六〇〇円
79	超促進耐候試験機	一回(二四時間以内)	三六、〇〇〇円
78	血流計	一時間	四〇〇円
77	低抵抗率計	一回(四時間以内)	四〇〇円
76	全自動検ねん機	〃	四〇〇円
75	毛羽カウンター	一回(二時間以内)	四〇〇円
74	屈曲疲労試験機	〃	一、〇〇〇円
73	デジタル引裂試験機	一時間	四〇〇円
72	染色堅ろう度試験機	一回(五時間以内)	四〇〇円
71	マイクロスコープ	〃	四〇〇円
70	燃焼試験機	〃	六〇〇円
69	射出成形機	一時間	一、九〇〇円
68	オゾン発生装置	一回(三時間以内)	四〇〇円
67	高速液体クロマトグラフ	〃	七〇〇円
66	疲労試験機	一時間	一、四〇〇円
65	ノイズ試験機	〃	四〇〇円
	(三) スガ式磨耗試験機	一回(二時間以内)	四〇〇円
	(二) テーバー磨耗試験機	〃	一、八〇〇円
	(一) ピンオンディスク磨耗試験機	〃	九〇〇円
64	摩擦磨耗試験機	〃	六〇〇円
63	建材燃焼試験機	〃	六〇〇円
62	試験用プレス(電熱・蒸気加熱式)	〃	一、三〇〇円
61	ロール混練試験機	〃	一、二〇〇円

83	連続加重式引っかけ強度試験機	〃	五〇〇円
84	糸布表面処理装置	〃	一、三〇〇円
85	分光放射輝度計	〃	五〇〇円
86	照明器具測光装置	〃	二、九〇〇円
87	レーザー顕微鏡	〃	一、〇〇〇円
88	熱・流体シミュレータ	〃	五〇〇円
89	照明設計解析システム	〃	八〇〇円
90	電源装置	〃	四〇〇円
91	自動測定ステージ	〃	六〇〇円
92	静電気イミュニティ試験機	〃	五〇〇円
93	伝導性イミュニティ試験機	〃	六〇〇円
94	伝導性妨害波測定機	〃	一、六〇〇円
95	キャピラリーレオメーター	〃	一、〇〇〇円
96	ぜい化温度試験機	〃	三〇〇円
97	反発弾性試験機	〃	四〇〇円
二 加工機器			
1	普通旋盤	一時間	五〇〇円
2	フライス盤	〃	一、〇〇〇円
3	ボール盤	〃	五〇〇円
4	帯のこ盤	〃	一、三〇〇円
5	平面研削盤	〃	九〇〇円
6	精密高速切断機	〃	九〇〇円
7	固定レーザ加工機	〃	三、七〇〇円
8	ワイヤカット放電加工機	〃	二、九〇〇円
9	ウオータージェット加工機	〃	四、〇〇〇円
10	マシンングセンター (高速高精度)	〃	二、七〇〇円
11	研磨装置	〃	五〇〇円

12	湿式精密手動切断機	〃	六〇〇円
13	コンターマシン	〃	四〇〇円
14	加熱炉	一回（八時間以内）	一、七〇〇円
15	マニュアルダイボンダ	一時間	九〇〇円
16	マニュアルボールワイヤーボンダ	〃	八〇〇円
17	圧縮成形機（電熱・水冷式）	〃	一、二〇〇円
18	押出造粒機	〃	六〇〇円
19	プリント基板加工装置	〃	二、〇〇〇円
20	電子部品実装装置	〃	六〇〇円
三 試験室			
1	シールドルーム	一回（二時間以内）	五〇〇円
2	恒温恒湿室	〃	二、一〇〇円

第一号の表農業技術センターの項中「七〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同表畜産技術センターの項中「二三、〇〇〇円」を「二三、一〇〇円」に改め、同表水産海洋技術センターの項中「一五、四〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「一〇、二二〇〇円」を「一〇、三三〇〇円」に、

「八 凍結真空乾燥装置（電子顕微鏡用）」を「四〇〇円」を

「八 凍結真空乾燥装置（電子顕微鏡用）」を「三〇〇円」に改め、同表林業技術セ

ンターの項中「一六、八〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、

「6 横置き壁体せん断試験機」を「七〇〇円」を

「6 横置き壁体せん断試験機」を「八〇〇円」に、「四、四〇〇円」を

「五、二〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「八〇〇円」を「九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、三



〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、  
「一、九〇〇円」を  
「一、二、〇〇〇円」に改める。

第二号の表保健環境センターの項、食品工業技術センターの項、西部工業技術センターの項及び東部工業技術センターの項を次のように改める。

保健 環境 セン ター	検査及び分析	検査及び分析	検査及び分析	検査及び分析
	一 病原微生物の検査	一件	一七、〇〇〇円	1 一種につき 2 腸管出血性大腸菌等三種
	1 病原細菌の検査		二二、九〇〇円	1 一種につき 2 サルモネラ等一二種
	(一) 免疫学的検査		一〇、五〇〇円	アンピシリン等一二種
	(二) 遺伝子学的検査		三八、二〇〇円	1 一種につき 2 つつが虫病リケツチア等二種
	(三) 薬剤感受性検査		三二、六〇〇円	1 一種につき 2 インフルエンザウイルス等七種
	2 病原ウイルス・リケツチアの検査			
	(一) 免疫学的検査			
	(二) 遺伝子学的検査			
	二 化学物質の検査及び無菌検査			
	1 遺伝子組換え食品の定性検査			平成一三年三月二七日食発第一一〇号厚生労働省医薬局食品保健部長通知に定める方法による。
(一) パパイヤ(五五―)		〃	四〇、八〇〇円	



検査)	3 家庭用品中の有害物質の検査	(一) 塩化ビニル (二) テトラクロロエチレン等二物質 (三) トリス(一―アジリジニル)ホスフィンオキシド等三物質 (四) トリフェニル錫化合物等二物質 (五) ジベンゾ「a・h」アントラセン等三物質	〃 〃 〃 〃 〃	二一、五〇〇円 二五、四〇〇円 八八、五〇〇円	(平成一六年厚生労働省告示第一五五号)に定める方法による。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和四九年厚生省令第三四号)別表第一に定める方法による。
	4 環境水中の有害物質の検査	(一) 公共水域の要監視項目の検査			1 一成分につき 2 平成五年四月二八日環水規第一二一号環境庁水質保全局水質規制課長通知及び平成一六年三月三十一日環水企発第〇四〇三三一〇〇三号・環水土発第〇四〇

6 廃棄物最終処分場浸	(二) アスベスト	5 大気粉じん試料中の 有害物質の検査 (一) マンガン等重金属 五物質	(1) ニッケル等重金 属項目五物質 (2) クロロホルム等 揮発性項目八物質 (3) その他ダイアジ ノン等一四物質 (二) マラチオン等農薬 の水質評価指針項目 二七物質	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四五、	二二、三〇〇円	五五、六〇〇円	七〇、七〇〇円	五一、四〇〇円	九四、九〇〇円	二七、七〇〇円	一般廃棄物の最終 光学顕微鏡を用い る方法による。	アスベストモニタ リングマニユアル (第三版) (環境 省策定) に定める 光学顕微鏡を用い る方法による。	2 有害大気汚染 物質測定方法マ ニユアル(環境 庁策定) に定め る方法による。	1 一成分につき	2 平成六年四月 一五日環水土第 八六号環境庁水 質保全局長通知 に定める方法に よる。	1 一成分につき	三三一〇〇五号 環境省環境管理 局水環境部長通 知に定める方法 による。
----------------	-----------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------------------------------	---	---	----------	---	----------	--

<p>食品 工業 技術 セン ター</p>	<p>一 試験及び測定 1 食品添加物試験 (一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること</p>	<p>一成分</p>	<p>八、三〇〇円 一三、五〇〇円 二七、五〇〇円</p>	
<p>出水（PCB）の検査</p>	<p>三 広島県輸出生鮮冷凍 かき及び特別処理かき等 の検査 1 広島県輸出生鮮冷 凍かき等の検査  二 特別処理かき及び清 浄海水の検査 (一) かきの細菌学的検 査 (二) その他の検査 (三) 清浄海水の理化学 的検査</p>	<p>七〇〇円</p>	<p>七〇〇円</p>	<p>処分場又は産業廃 棄物の最終処分場 に係る水質検査の 方法（平成一〇年 環境庁・厚生省告 示第一号）に定め る方法による。</p>
	<p>(一) かきの細菌学的検 査 (二) 清浄海水の細菌学 的検査 (三) 清浄海水の理化学 的検査</p>	<p>〃 〃 〃</p>	<p>一〇、九〇〇円 一一、五〇〇円 三八、二〇〇円</p>	<p>特別処理かき表示 要綱（昭和三五年 広島県告示第四六 号）第四条に規定 する検査</p>
	<p>(一) かきの細菌学的検 査 (二) その他の検査</p>	<p>〃 〃</p>	<p>一二、六〇〇円 一二、九〇〇円</p>	<p>広島県輸出生鮮 冷凍かき処理業者 登録条例（昭和三 五年広島県条例第 四号）第三一条に 規定する検査</p>

<p>の特に多いもの</p> <p>2 粘弾性特性</p> <p>3 特殊試験</p>	<p>一試料</p>	<p>五、三〇〇円</p>	<p>一試料につき所要 時間一月までごと に</p>
<p>(一) 防ばい、貯蔵、吸 湿、保存等</p>	<p>一項目</p>	<p>六、七〇〇円</p>	
<p>(二) 酵素</p>	<p>〃</p>	<p>一六、九〇〇円</p>	
<p>(三) 微生物</p> <p>(1) 手数を要するこ との少ないもの</p> <p>(2) 手数を要するも の</p>	<p>〃</p>	<p>六、七〇〇円</p> <p>一四、六〇〇円</p>	
<p>4 官能評価</p> <p>5 エネルギー分散型X 線分析装置によるもの</p>	<p>一回</p> <p>一試料</p>	<p>三、九〇〇円</p> <p>七、八〇〇円</p>	
<p>6 食品・食品素材等に 関する測定</p>			<p>1 他の種別に掲 げる測定以外の 測定</p> <p>2 一試料につき。 ただし、日本工 業規格に複数の 試料の平均値を 測定値として規 定している場合 は、同規格に規 定する試料の数 をもって一試料 とする。</p>
			<p>3 印画紙へ記録 する場合は、六 〇〇円を加算し た額とする。</p>
			<p>4 試料の作成を 必要とする場合</p>

2 食品・食品素材等に	(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特により多いもの	一成分 〃 〃	一、七〇〇円 二、三〇〇円 三、四〇〇円	1 一試料につき
二 検査及び分析 1 食品・食品素材等に 関する一般定性分析	(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特により多いもの	一項目 〃 〃	一、六〇〇円 三、〇〇〇円 六、六〇〇円	1 他の種別に掲 げる分析以外の 分析 2 一試料につき 3 二成分以上の 分析依頼があつ た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、これら の成分を一成分 として手数料を 計算する。
5 二項目以上の 測定のうち計算 により算出でき る項目について は、二項目目か ら一項目ごとに 六〇〇円を加算 する。 は、四、八〇〇 円を加算した額 とする。				

<p>関する一般定量分析</p>	<p>(一) 手数を要すること の特に少ないもの</p>	<p>二、四〇〇円</p>	<p>2 試料の前処理 を必要とする場 合は、三、六〇 〇円を加算した 額とする。</p> <p>3 二成分以上の 分析依頼があっ た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、二成分 目から一成分ご とに三〇〇円を 加算する。</p>
<p>(二) 手数を要すること の少ないもの</p>	<p>〃</p>	<p>四、二〇〇円</p>	
<p>(三) 手数を要するもの</p>	<p>〃</p>	<p>六、四〇〇円</p>	
<p>(四) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>〃</p>	<p>八、五〇〇円</p>	
<p>3 食品・食品素材等に 関する特殊性分析及 び特殊定量分析</p>	<p>一 試料につき</p>		
<p>(一) ガスクロマトグラ フによるもの</p>	<p>〃</p>	<p>八、六〇〇円</p>	
<p>(二) ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの</p>	<p>〃</p>	<p>二六、四〇〇円</p>	
<p>(三) 高速液体クロマト グラフによるもの</p>	<p>〃</p>	<p>一五、三〇〇円</p>	
<p>(四) 蛍光分光光度計に よるもの</p>	<p>〃</p>	<p>一四、一〇〇円</p>	
<p>(五) 原子吸光分光光度 計によるもの</p>	<p>〃</p>	<p>五、八〇〇円</p>	
<p>(六) 炎光光度計による</p>	<p>〃</p>	<p>八、八〇〇円</p>	





(七) 疲労	〃	四、七〇〇円	九〇〇円を加算する。 試験時間が一時間を超える場合は、その一時間を超える一時間ごとに七〇〇円を加算する。
2 機械器具等の試験			
(一) 形状測定			
(1) 手数を要することの少ないもの	一項目	一、〇〇〇円	
(2) 手数を要するもの	〃	一、七〇〇円	
(3) 手数を要することの特に多いもの	〃	六、三〇〇円	
(二) その他器具の性能又はその強度試験			
(1) 手数を要することの特に少ないもの	一件	二、七〇〇円	
(2) 手数を要することの少ないもの	〃	三、九〇〇円	
(3) 手数を要するもの	〃	六、六〇〇円	
(4) 手数を要することの特に多いもの	〃	九、三〇〇円	
3 ひずみ測定			
(一) 動ひずみ計又は静ひずみ計によるもの	一測定点	三、二〇〇円	
(二) X線応力測定装置によるもの	〃	七、四〇〇円	
4 騒音及び振動測定			
(一) レベル測定	〃	一、五〇〇円	
(二) 周波数分析	〃	二、二〇〇円	
(三) 振動試験	一件	五、〇〇〇円	所要時間四時間まで

5 化学試験

(一) 燃料	(1) 石油類の反応	一試料	一、八〇〇円
	(2) 水分、灰分、揮 発分、残留炭素分、 腐食分又はスラッ ジ分	〃	二、四〇〇円
	(3) 安定度又は抗乳 化度	〃	四、六〇〇円
	(4) 硫黄分(ポンプ 法によるもの)	〃	五、一〇〇円
(5) 総発熱量	ア 石炭	〃	二、二〇〇円
	イ 石油製品	〃	七、四〇〇円
(二) 塗料規格	(1) 乾燥時間、耐屈 折性又は比重	〃	二、二〇〇円
	(2) 溶剤不溶物又は 加熱減量	〃	四、一〇〇円
	(3) よう素価、無水 フタル酸、脂肪酸 又は溶剤不溶物中 の成分	〃	五、五〇〇円
(三) 油脂類	(1) 酸価、けん化価、 アルカリ価、遊離 アルカリきょう雑 物、水不溶性分又	〃	四、七〇〇円

一試料につき二項目以上の依頼があった場合で試験結果から計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。

6 腐食耐候性試験 (2) 不けん化物、総 脂肪質又は中性脂 肪	//	六、〇〇〇円	試験片の調整を要 するものは、一枚 につき一、二〇〇 円を加算する。
(一) 暴露試験	一件	三、三〇〇円	1 試験期間一月 までごとに
(二) 浸せき試験	//	三、七〇〇円	1 試験期間が一 日を超える場合 は、その一日を 超える一日まで ごとに一、三〇 〇円を加算する。 2 一件につき二 試験料以上試験す る場合は、二試 料目から一試料 ごとに八〇〇円 を加算する。
(三) 塩水噴霧試験	//	四、一〇〇円	1 試験期間が一 日を超える場合 は、その一日を 超える一日まで ごとに二、六〇 〇円を加算する。 2 一件につき二 試験料以上試験す

(四) 恒温恒湿試験 (1) 恒温恒湿器によるもの	//	三、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、八〇〇円を加算する。 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一四、八〇〇円を加算する。
(2) 環境試験装置によるもの	//	一六、三〇〇円	試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一四、八〇〇円を加算する。
(五) 複合サイクル試験	//	一二、九〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに九、六〇〇円を加算する。 2 一件につき二試験料以上試験する場合は、二試験料目から一試験料目に九〇〇円を加算する。
7 めっき、塗膜等の被膜試験 (一) 膜厚測定 (1) マイクロメータ、電磁式厚さ計等によるもの (2) 電解式厚さ計によるもの	//	三、八〇〇円	一 測定点につき
(1) マイクロメータ、電磁式厚さ計等によるもの	一 試料	二、〇〇〇円	
(2) 電解式厚さ計によるもの	//	三、八〇〇円	一 試料につき二層

よるもの			
(3) 顕微鏡法によるもの	〃	四、三〇〇円	以上試験する場合 は、二層目から一 層ごとに六〇〇円 を加算する。
(二) 付着量及び均一性	一件	四、〇〇〇円	一試料につき二層 以上試験する場合 は、二層目から一 層ごとに三〇〇円 を加算する。
(三) その他被膜試験			
(1) 手数を要するこ との少ないもの	〃	二、一〇〇円	
(2) 手数を要するも の	〃	三、四〇〇円	
(3) 手数を要するこ との特に多いもの	〃	六、一〇〇円	
(四) めっき液等の試験			
(1) 手数を要するこ との少ないもの	〃	二、五〇〇円	
(2) 手数を要するも の	〃	三、九〇〇円	
(3) 手数を要するこ との特に多いもの	〃	六、三〇〇円	
8 高分子材料試験			
(一) 機械的試験			試料の作成を必要 とする場合は、一 試料ごとに一、九 〇〇円を加算した 額とする。
(1) 引張り、曲げ、 圧縮、せん断又は 引裂			
ア 室温で行う場 合	〃	二、七〇〇円	伸びを測定する場 合は、一、四〇〇 円を加算した額と

イ 温度指定で行う場合	〃	三、三〇〇円	伸びを測定する場合は、一、五〇〇円を加算した額とする。
(2) 弾性率	〃	四、一〇〇円	曲げ試験の結果から計算により算出する場合は、一、五〇〇円とする。
(3) 衝撃	〃	一、九〇〇円	
(4) 硬さ	一試料	九〇〇円	
(5) 磨耗	一件	四、一〇〇円	
(ニ) 熱的試験			
(1) 温度条件			
ア 高温で行う場合	一時間	一、一〇〇円	
イ 低温で行う場合	〃	一、八〇〇円	
(2) 熱変形、ぜい化、耐熱、加熱減量又は流動性	一件	二、三〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、一試料ごとに三、七〇〇円を加算した額とする。
9 放射線量測定(サーベイメータによるもの)	一試料	三、六〇〇円	
10 測定			<p>1 他の種別に掲げる測定以外の測定</p> <p>2 一試料につき、ただし、日本工業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規</p>

<p>(一) 手数を要すること</p>	<p>一成分</p>	<p>一、六〇〇円</p>	<p>計算する。</p>
<p>(二) 手数を要すること</p>	<p>二成分</p>	<p>二、五〇〇円</p>	<p>1 他種別に掲げる分析以外の分析</p>
<p>(三) 手数を要すること</p>	<p>二成分</p>	<p>六、七〇〇円</p>	<p>2 一試料につき</p>
<p>(四) 手数を要すること</p>	<p>三成分</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数を計算する。</p>
<p>(五) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(六) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(七) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(八) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(九) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(十) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(十一) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(十二) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(十三) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(十四) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(十五) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(十六) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(十七) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(十八) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(十九) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(二十) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(二十一) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>(二十二) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>3 試料の作成を必要とする場合は、四、八〇〇円を加算した額とする。</p>
<p>(二十三) 手数を要すること</p>	<p>一項目</p>	<p>一、三〇〇円</p>	<p>4 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>



<p>の少ないもの</p> <p>(一) 手数を要するもの</p> <p>(二) 手数を要することの特に多いもの</p>	<p>〃</p>	<p>二、六〇〇円</p> <p>三、七〇〇円</p>	<p>2 一般定量分析</p>
<p>(一) 手数を要することの特に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(三) 手数を要するもの</p> <p>(四) 手数を要することの特に多いもの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>二、五〇〇円</p> <p>四、三〇〇円</p> <p>六、四〇〇円</p> <p>八、二〇〇円</p>	<p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、五〇〇円を加算した額とする。</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一成分の分析操作の結果から計算により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに三〇〇円を加算する。</p>
<p>3 特殊性分析及び特殊定量分析</p> <p>(一) ガスクロマトグラフによるもの</p> <p>(二) ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの</p> <p>(三) 液体クロマトグラフによるもの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>一試料</p>	<p>八、六〇〇円</p> <p>二二、六〇〇円</p> <p>一五、一〇〇円</p>	<p>一試料につき</p>

(四) 赤外分光光度計によるもの	一成分	六、〇〇〇円	
(五) 光電分光光度計によるもの	〃	一一、六〇〇円	
(六) 原子吸分光光度計によるもの	〃	五、五〇〇円	
(七) 炭素水素元素分析装置によるもの	〃	七、一〇〇円	
(八) X線回析装置によるもの	一試料	六、六〇〇円	
(九) 蛍光X線装置によるもの	〃	六、四〇〇円	
(1) 定性分析	〃	七、一〇〇円	
(2) 定量分析	一成分	六、四〇〇円	
(十) ICP発光分析によるもの	〃	五、九〇〇円	
(十一) エネルギー分散型X線分析装置によるもの	一試料	七、二〇〇円	示差熱分析装置、熱天びん又は熱膨張測定装置によるもの
(十二) 熱分析	〃		
4 工業用水及び工場排水検査			
(一) 化学的酸素要求量	〃	一、七〇〇円	
(二) 生物化学的酸素要求量			
(1) 手順を要するものの少ないもの	〃	五、〇〇〇円	
(2) 手順を要するものの	〃	五、七〇〇円	
(三) 用水及び排水中の成分			
(1) 手順を要するものの少ないもの	一成分	一、七〇〇円	

	<p>(2) 手数を要するもの</p> <p>(3) 手数を要するもの特に多いもの</p> <p>(四) 温度、外観、臭気、濁度等</p> <p>(1) 手数を要するもの特に少ないもの</p> <p>(2) 手数を要するもの少ないもの</p> <p>(3) 手数を要するもの</p> <p>三 写真</p> <p>1 電子顕微鏡写真</p> <p>2 顕微鏡写真</p> <p>3 その他の写真</p> <p>4 焼き増し</p> <p>四 試作</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>一項目</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>一試料</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>一枚</p> <p>一枚</p> <p>一件</p>	<p>四、二〇〇円</p> <p>七、二〇〇円</p> <p>七〇〇円</p> <p>一、二〇〇円</p> <p>二、一〇〇円</p> <p>三、五〇〇円</p> <p>二、九〇〇円</p> <p>三、三〇〇円</p> <p>九〇〇円</p> <p>所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額</p>	<p>蒸着を必要としな い場合</p>
<p>東部 工業 技術 セン ター</p>	<p>一 試験及び測定 1 材料試験</p> <p>(一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼</p> <p>(2) その他</p> <p>(二) 衝撃</p>	<p>一試料</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>二、〇〇〇円</p> <p>二、〇〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p>	<p>降伏点又は耐力を測定する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>1 温度指定で行う場合、五〇試料までごとに一</p>

(三) 硬さ	〃	九〇〇円	<p>1 測定箇所三箇所までごとに</p> <p>2 硬さ基準を測定する場合は、一、三〇〇円を加算した額とする。</p> <p>温度指定につき 三、八〇〇円を加算する。</p> <p>2 極低温で行う場合、五〇試料までごとに七、八〇〇円を加算する。</p>
<p>2 機械器具の性能又は強度試験</p> <p>(四) 磨耗</p> <p>(一) 手数を要することの特に少ないもの</p> <p>(二) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(三) 手数を要するもの</p> <p>(四) 手数を要することの特に多いもの</p>	〃	九〇〇円	スガ式等による。
3 物理特性試験（木材関係）	〃	一〇試験片までごとに	
(一) 収縮率	一件	九、五〇〇円	<p>試料が素材の場合は、四、七〇〇円を加算した額とする。</p>
(二) 吸水率	〃	一、二、五〇〇円	<p>試料が素材の場合は、七、七〇〇円を加算した額とする。</p>
(三) 吸湿率	〃	三〇、八〇〇円	〃

4 機械性状試験（木材関係）	（一）圧縮、引張り、曲げ、せん断又は割裂	七、五〇〇円	一〇試験片までごとに 試料が素材の場合 は、四、七〇〇円 を加算した額とする。
（二）硬さ又はくぎ引き抜き抵抗	九、〇〇〇円		
5 接着性状試験 （一）常態接着力	六、三〇〇円	1 一〇試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、七、七〇〇円を加算した額とする。	
（二）耐水接着力又は耐温冷水接着力	六、七〇〇円	1 一〇試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、七、七〇〇円を加算した額とする。	
（三）耐煮沸接着力	七、二〇〇円	1 一〇試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、七、七〇〇円を加算した額とする。	
（四）面引張り接着力	八、七〇〇円	1 一〇試験片までごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、六〇〇円	

(五) 浸せき剥離接着性 一類	〃	八、八〇〇円	円を加算した額とする。
(六) 浸せき剥離接着性 二類	〃	六、六〇〇円	1 五試験片まで ごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、六〇〇円を加算した額とする。
(七) 浸せき剥離接着性 三類	〃	五、九〇〇円	1 五試験片まで ごとに 2 試料の作成を必要とする場合は、四、六〇〇円を加算した額とする。
6 製品試験			
(一) 安定性	一試料	四、五〇〇円	
(二) 側方荷重	〃	六、六〇〇円	
(三) 鉛直荷重	〃	六、六〇〇円	
(四) 衝撃荷重	〃	四、七〇〇円	
(五) 耐熱安定性	〃	九、一〇〇円	一 サイクルまでごとに
(六) 繰り返し耐久性	〃	一二、五〇〇円	繰り返し回数が三万回を超える場合は、その三万回を超える一万回までごとに三、二〇〇円を加算する。

7 塗料試験	(一) 粘度	〃	三、五〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。
8 塗膜物理性状試験	(二) 加熱残分	〃	四、〇〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。
(一) 耐熱性	一件	二、八〇〇円	所要時間三時間までごとに	
(二) 硬度	〃	二、七〇〇円	鉛筆引きかき値硬度による。	
(三) 不粘性	〃	六、二〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、二〇〇円を加算した額とする。	
(四) 研磨性	〃	一、八〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、二〇〇円を加算した額とする。	
(五) 耐屈曲性	〃	三、九〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、二〇〇円を加算した額とする。	
(六) 耐衝撃性	〃	二、一〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、二〇〇円を加算した額とする。	
(七) 耐磨耗性	〃	五、四〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、二〇〇円を加算した額とする。	
(八) 付着性	〃	四、一〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、二〇〇円を加算した額とする。	
9 塗膜化学性状試験	(一) 耐水性	〃	四、六〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。
(二) 耐沸騰水性	〃	三、八〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。	
(三) 耐油性	〃	三、六〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。	
(四) 耐酸性	〃	三、七〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。	
(五) 耐アルカリ性	〃	三、七〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。	
(六) 耐汚染性	〃	三、六〇〇円	試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。	
10 塗膜外観測定	(一) 光沢	〃	二、七〇〇円	1 所要時間二四
(二) 色	〃	二、四〇〇円	1 所要時間二四	
(三) 粗さ	〃	二、八〇〇円	1 所要時間二四	
11 耐久性試験	(一) 促進耐候性	〃	一七、一〇〇円	1 所要時間二四

(二) 寒熱繰り返し	六、八〇〇円	1 一サイクルまで 用いること。 2 試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。 3 キセノンウェザーメーターを用いること。
(三) 乾湿繰り返し	一〇、八〇〇円	1 一サイクルまで 2 試料の作成を必要とする場合は、六、一〇〇円を加算した額とする。
(四) 加熱処理	一、五〇〇円	所要時間二時間まで
12 恒温恒湿処理	五、八〇〇円	所要時間八時間まで
13 染色堅ろう度		
(一) 耐光	三、五〇〇円	照射時間一〇時間まで
(二) 洗濯	二、〇〇〇円	機械法によるものとし、八試料まで
(三) 熱湯、水又は海水	二、三〇〇円	五試料まで
(四) 汗	一、六〇〇円	〃
(五) 摩擦(乾・湿)	一、五〇〇円	三試料まで



	(六) ホットプレッシン グ又は昇華	〃	一、四〇〇円	五試料までごとに
	(七) 酸滴下、アルカリ 滴下又は水滴下	〃	一、二〇〇円	一〇試料までごとに
	(八) 酸化窒素ガス又は 塩素漂白	〃	二、三〇〇円	一二試料までごとに
	(九) ドライクリーニン グ又は有機溶剤	〃	二、二〇〇円	機械法によるもの とし、八試料まで ごとに
	(十) 非イオン界面活性 剤	〃	六〇〇円	一〇試料までごとに
	14 染色試験 精錬、漂白又は普通 染色	〃	五、五〇〇円	
	15 整理試験 樹脂加工、防水加工、 柔軟加工、のり付け加 工又はのり抜き加工	〃	三、七〇〇円	
	16 繊維及び繊維製品の 物性試験 (一) 引裂強さ、剛軟度、 防しわ率、寸法変化 率、斜行度、防水度、 維水分、摩擦、磨耗、 裂強さ、通気度又は 透湿度 (二) ピリング (三) 引張り、圧縮又は せん断 (1) インストロン型 強伸度試験機によ るもの (2) その他 (四) 帯電性又は伸縮性 (五) 防災性	〃	一、五〇〇円	六試料までごとに
17 木材及び木製品の試				
		〃	三、一〇〇円	
		〃	二、二〇〇円	
		〃	二、二〇〇円	
		〃	三、三〇〇円	

験	ホルムアルデヒド放 散量	一試料	一六、八〇〇円	<p>1 分光放射輝度計によるもの</p> <p>2 測定箇所五箇所までにつき</p> <p>1 他の種別に掲げる測定以外の測定</p> <p>2 一試料につき。ただし、日本工業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。</p> <p>3 印画紙に記録する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>4 試料の作成を必要とする場合</p>
散量	ホルムアルデヒド放 散量	一試料	一六、八〇〇円	
(-)	デシケータ法によるもの	一試料	一六、八〇〇円	
(-)	アクリルデシケータ法によるもの	一試料	一九、五〇〇円	
18	活性炭試験	一試料	一六、七〇〇円	
(-)	よう素吸着性能	一試料	六、七〇〇円	
(-)	メチレンブルー吸着性能	一試料	六、五〇〇円	
(-)	溶剤蒸気吸着性能	一試料	一七、三〇〇円	
(-)	比表面積測定	一試料	三、一〇〇円	
19	光学試験	一試料	三、〇〇〇円	
20	測定	一試料	三、〇〇〇円	

2 一般定量分析	(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特に多いもの	一成分 〃 〃	一、六〇〇円 二、七〇〇円 四、〇〇〇円	1 一試料につき
1 一般定性分析	(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特に多いもの	一項目 〃 〃	一、三〇〇円 二、六〇〇円 六、八〇〇円	1 他の種別に掲 げる分析以外の 分析 2 一試料につき 3 二成分以上の 分析依頼があつ た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、これら の成分を一成分 として手数料を 計算する。
二 検査及び分析	(一) 手数を要すること の少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要すること の特に多いもの	一項目 〃 〃	一、三〇〇円 二、六〇〇円 六、八〇〇円	5 二項目以上の 測定のうち計算 により算出でき る項目について は、二項目目か ら一項目ごとに 四〇〇円を加算 する。 は、四、八〇〇 円を加算した額 とする。

(一) 手数を要すること の特にないもの	〃	二、四〇〇円	<p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、四〇〇円を加算した額とする。</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一成分の分析操作の結果により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに三〇〇円を加算する。</p>
(二) 手数を要すること の少ないもの	〃	四、三〇〇円	
(三) 手数を要するもの 手数を要すること の特に多いもの	〃	六、二〇〇円 八、一〇〇円	
3 特殊性分析及び特殊 定量分析			一試料につき
(一) ガスクロマトグラ フによるもの	〃	八、八〇〇円	
(二) ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの	〃	二一、七〇〇円	
(三) 液体クロマトグラ フによるもの	一試料	一四、一〇〇円	
(四) 赤外分光光度計に よるもの	〃	六、二〇〇円	
(五) 原子吸光分光光度 計によるもの	一成分	五、四〇〇円	
(六) 炭素硫黄分析装置	〃	三、一〇〇円	

(七) X線装置によるもの			
(1) 定性分析	一試料	二、九〇〇円	一試料につき二成分以上分析する場合は、二成分目から一成分ごとに一、二〇〇円を加算する。
(2) 定量分析	一成分	五、七〇〇円	
(3) 回折	一試料	二、四〇〇円	
(八) 核磁気共鳴吸収装置によるもの		一九、九〇〇円	
4 工業用水及び工場排水検査			
(一) 化学的酸素要求量	〃	一、九〇〇円	
(二) 生物化学的酸素要求量	〃	六、六〇〇円	
(1) 手を要するもの少ないもの	〃	七、三〇〇円	
(2) 手を要するもの	〃	七、三〇〇円	
(三) 用水及び排水中の成分	一成分	一、八〇〇円	
(1) 手を要するもの少ないもの	〃	四、三〇〇円	
(2) 手を要するもの	〃	四、三〇〇円	
(3) 手を要するもの特に多いもの	〃	七、一〇〇円	
(四) 温度、外観、臭気、濁度等	一項目	七〇〇円	
(1) 手を要するもの特に少ないもの	〃	一、一〇〇円	
(2) 手を要するもの	〃	一、一〇〇円	

	との少ないもの (3) 手数を要するもの	〃	二、三〇〇円	
三 写真				
1 電子顕微鏡写真	一枚	三、六〇〇円		
2 顕微鏡写真	〃	四、〇〇〇円		
3 レーザー顕微鏡写真	〃	二、五〇〇円		
4 その他の写真	〃	三、〇〇〇円		
5 焼き増し	〃	九〇〇円		
四 試作	一件	所要時間及び原材料の時価等を勘案して知事が定める額		

第二号の表農業技術センターの項中「二三、七〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「二三、三〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二八、九〇〇円」に、「四〇、七〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表水産海洋技術センターの項中「三三、三〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二五、九〇〇円」に、「二〇、二〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に改め、同表林業技術センターの項中「七三、八〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「二三、八〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、

「(六) 横置き壁体せん断試験	〃	八、一〇〇円	を
「(六) 横置き壁体せん断試験	〃	八、二〇〇円	に、

「二五、五〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「二六、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に改める。